

永平寺町ニュースポーツ広場条例を次のように公布する。

令和7年12月2日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第31号

永平寺町ニュースポーツ広場条例

(設置)

第1条 ニュースポーツを通して町民の交流の促進を図り、町民の健康増進の充実を図るため、永平寺町ニュースポーツ広場(以下「広場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------------------------|-------------------|
| 永平寺町ニュースポーツ広場 (えいスポーツ) | 永平寺町松岡吉野塚第15号44番地 |

(利用時間及び休日)

第3条 広場の利用時間及び休日は、規則で定める。

(利用することができる者の範囲)

第4条 広場を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 町内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成する団体
- (2) 町内に事務所を有する団体
- (3) その他町長が適当と認めた者

(利用の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 広場又は設備若しくは備品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(行為の禁止)

第6条 広場を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者に危害を及ぼし、又は他の利用者の迷惑となる行為
- (2) 広場の施設、設備若しくは備品を損傷し、汚損し、又は滅失する行為
- (3) 許可のない広告物の掲示若しくは配布、看板若しくは立札の設置又はこれらに類する行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認められる行為

2 町長は、利用者が前項の規定に違反したときは、その者に対して退去を命じ、又は必

要な措置を講ずることができる。

(使用料)

第7条 広場の使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、広場の利用を終えたときは、速やかに備品の整理整頓を行い、これを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 利用者は、広場の利用に際しその責めに帰すべき理由によりその施設、設備又は備品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年12月19日から施行する。